

山梨県公報

第二千四百二十六号

平成二十六年

六月二十三日

月 曜 日

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生……………三七一
 - 家畜等の移動を禁止する区域の指定……………三七一
 - 道路の区域変更(三件)……………三七一
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三七二
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三七二
 - 土地改良区役員の退任及び就任……………三七三

告 示

山梨県告示第百八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十六年六月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	一群	北杜市 明野町	平成二十六年六月十三日

山梨県告示第百九十号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止

する区域を次のとおり指定する。

平成二十六年六月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定区域

韮崎市穂坂町(三之藏、箒久保、作道の地域に限る。)、北杜市明野町浅尾(米山、丸山、池ノ久保、平内久保、梅の木、笹原、浅尾原、平林、日影の地域に限る。)、北杜市明野町浅尾新田(大内窪、長者窪の地域に限る。)、北杜市明野町上手(平林、后平、永井原の地域に限る。)、北杜市須玉町江草(奥山、前山、金ヶ獄、萱ヶ獄、長者窪の地域に限る。)

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定の期間 平成二十六年六月十三日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧 新	
	の別	敷地の幅員(メートル)
甲府市白井町元河原笛吹川右岸堤防敷地先から 甲府市白井町元河原笛吹川左岸堤防敷地先	旧 一〇・七、 一八・二	延 長 (メートル) 二八〇・〇

まで	新 一〇・七、 一八・二	二八〇・〇
----	--------------------	-------

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年七月十四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
甲州市塩山上於曾字宮村一〇七九番の二四地先から 甲州市塩山上於曾字宮村一〇七九番の一八地先まで	一六・四、 一六・六	一六・四、 一六・六	三二・二
	一六・四、 一九・〇		三二・二

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年七月十四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	

公 告

甲州市塩山上於曾字宮村官有無番地先から
甲州市塩山上於曾字宮村一一三二番の六地
先まで

新	旧	
	一六・四、 一六・六	一六・四、 一六・六
一六・四、 一九・〇		三二・二
		三二・二

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年六月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人再就職支援相談センター
 - 2 代表者の氏名 窪田 正英
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上石田一丁目八番二十号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、一般求職者及び再就職困難者（高齢者、生活困窮者、生活保護受給者、ホームレス、引きこもり、フリーター、ニート、主婦）等を対象として、自立相談支援、就労支援、就労機会促進に関する普及啓発などの活動を通じ、広く社会に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十六年六月十三日から同年八月十二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年六月二十三日

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月十三日
山梨県知事 横内正明

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人学びの広場ふえふき

2 代表者の氏名 曾根 修一

3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町小石和七百五十一番地笛吹市スコレパーク

4 定款に記載された目的

この法人は、笛吹市内を中心とした児童生徒に対して学びの環境づくりに関する支援活動、教職員の資質や指導力向上のための支援活動、地域・家庭教育に関する支援活動などの事業を行い、笛吹市の児童生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年六月十六日から同年八月十五日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、相川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十六年六月二十三日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	保坂 幸延	甲府市上積翠寺町五六七	平成二十六年四月二十六日
同	数野 武明	同 大手二一四一六六	同
同	保坂 敬夫	同 上積翠寺町四七八	同
同	野村 好則	同 上積翠寺町一七二三	同
同	中沢 好吉	同 下積翠寺町九二二	同
同	保坂 二郎	同 屋形三三三二〇	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	監事	岡 憲幸	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	窪田 泉	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	堀口 良英	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	山村 哲夫	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	山村 茂雄	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	山村 忠弘	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	千野 等	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	岡 憲幸	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	山村 茂雄	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	山村 哲夫	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	山村 茂雄	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	山村 忠弘	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	千野 等	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	岡 憲幸	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	山村 茂雄	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	山村 哲夫	同	同	同	同	同	同	同	同	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	数野 武明	甲府市大手二一四一六六	平成二十六年四月二十七日
同	保坂 敬夫	同 上積翠寺町四七八	同
同	山村 忠弘	同 岩窪町六九一	同
同	野村 好則	同 上積翠寺町一七二三	同
同	中沢 好吉	同 下積翠寺町九二二	同
同	保坂 二郎	同 屋形三三三二〇	同
同	千野 等	同 北新二一一一七	同
同	岡 憲幸	同 塚原町三三七	同
同	山村 茂雄	同 岩窪町一〇九	同
同	山村 哲夫	同 塚原町七五七	同

同	監事	同
窪田 泉	保坂 幸延	堀口 良英
同 岩窪町五六	同 上積翠寺町五六七	同 塚原町八〇〇
同	同	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番